



今回の法改正によって認定NPO法人の活動は広がりそうだが、一般からの認知度は

低い。NPO法人は全国に約4万2900団体あるが、認定NPO法人は16日現在で232法人と、全体の約0.5%。しかも、ほぼ半数が東京に集中し、認定NPO法人が存在しない県も10以上ある。2007年に認定NPO法人となった「とちぎボランティアネットワーク」(栃木県)事務局長の矢野正広さんは「審査を受けて認定されていることが一般には知られず、しっかりと理解されてこなかった」と話す。同法人でも認定

後、寄付金が増えるなどの大きな効果はなかったという。そこで同法人は今後、栃木県の団体に認定NPO法人となることを積極的に呼びかけていくことにしている。「そうすることで、認定NPO法人は信頼できるという認識を一般の人にも広めていきたい」

「シーズ・市民活動を支え

### 認定法人の認知度不足

る制度をつくる会」でも、13年までにNPO法人の1割にあたる5000団体を認定法人にすることを目標にセミナーなどを開いている。「NPO法人が認定を得やすくなったことに加え、来年4月からは新しくできたNPO法人でも要件を満たせば『仮認定』として寄付控除も受けられる。今回の法改正を生かすために、NPO関係者全体で盛り上げていくことが大切になる」と同会プログラム・ディレクターの関口宏聡さんは力説する。

また、寄付金をどのように使ったかをわかりやすく公表するなど、活動の透明性を高めることも重要になってくる。寄付した人が税額控除を受けられることもあって、脱税などに認定法人が悪用される危険性もある。「事業内容や財務状況などについての正確な情報開示を一層進め、社会から信頼を得られる仕組み作り」に熱心に取り組んでいかなければならない」と山内さんは話している。

## 活動内容の透明性重要に

## NPOへの寄付拡大期待

ボランティアを担う特定非営利活動法人(NPO法人)へ寄付を促す仕組みが整ってきた。6月に法改正があり、寄付した人に対する税金控除が拡大され、寄付の対象となる「認定NPO法人」になる基準も緩和されたからだ。震災復興でボランティアの活躍が注目される中、関係者は新たな寄付文化の定着を期待している。

(崎長敏志)

NPO法は1998年に成立し、2001年に寄付した人に税金が一部戻ってくる「認定NPO法人」の制度ができた。ところが、認定を受けるためには「年間収入に占める寄付の割合が5分の1以上」という基準があり、行政の委託事業を請け負って収入のある団体などから「基準が厳しすぎる」といった批判があった。

今回の法改正では、この基準が緩和され、NPO法人が3000円以上の寄付を1000人以上から集めれば、認定法人になれる。また、来年4月からは、認定機関も国税庁から、都道府県と政令指定都市に移される。

### 法改正 税控除でメリット

このセミナーを主催した、NPO法人「シーズ・市民活動を支える制度をつくる会」(東京)によると、NPO関係者を中心に関心が高く、9月開催のセミナーはすでにほぼ満員。今後、開催回数を増やすことも検討している。

今回の法改正は、寄付する側にとってもメリットが大きい。「税額控除方式」が導入され、これまでの「所得控除方式」と比較し、より大きな控除が受けられる方式を選べるようになったからだ。

所得控除は、寄付金のうち2000円を超えた部分を所得から差し引く。例えば1万円を寄付すると、8000円を所得から差し引く。所得3000万円の人なら、所得税率が10%のため、8000円の税金が確定申告で戻ってくる。これに対し、税額控除は、寄付金のうち2000円を超えた部分の40%相当額を所得税額から差し引く。所得3000万円の人なら1万円を寄付した場合、8000円の40%3200円)が戻る。また、自治体が条例を定めれば、住民税も最大10%還元される。税率の低い中低所得者は税額控除の方が還付額が大きくなり、寄付しやすくなった。この控除は今年1月以降の寄付分が対象になる。



11日、東京都内でNPO法人の関係者約20人が集まって「認定NPO法人チャレンジセミナー」が開かれた。6月に改正NPO法と税制改正関連法が成立し、どんなメリットがあるのかを話し合った。

今回の法改正では、この基準が緩和され、NPO法人が3000円以上の寄付を1000人以上から集めれば、認定法人になれる。また、来年4月からは、認定機関も国税庁から、都道府県と政令指定都市に移される。



チャレンジセミナーでは、参加者から法改正によるメリットなどについて熱心な質問が相次いだ(11日、東京都新宿区で)

くらし 家庭